

平成24年3月21日（水曜日）予算特別委員会②

○出席委員（17名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	木村寿太郎	委員	13番	新宮征一	委員
14番	佐藤良一	委員	15番	内藤明	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	鴨田俊廣	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	丹野敏晴	財政課長
犬飼弘一	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
奥山健一	水道事業所長	安孫子和広	市立病院 病院改革室長
工藤恒雄	学校教育課長	清野健	生涯学習課長
大泉辰也	監査委員 監事		

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主 任

予算特別委員会議事日程第4号 第1回定例会
平成24年3月21日(水曜日) 午前9時30分開議

再 開

- 日程第 1 議第 9号 平成24年度寒河江市一般会計予算
日程第 2 議第10号 平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
日程第 3 議第11号 平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算
日程第 4 議第12号 平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
日程第 5 議第13号 平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
日程第 6 議第14号 平成24年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 7 議第15号 平成24年度寒河江市介護保険特別会計予算
日程第 8 議第16号 平成24年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
日程第 9 議第17号 平成24年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
日程第10 議第18号 平成24年度寒河江市立病院事業会計予算
日程第11 議第19号 平成24年度寒河江市水道事業会計予算
日程第12 分科会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務文教分科会委員長報告
(2) 厚生分科会委員長報告
(3) 建設経済分科会委員長報告
日程第13 質疑、討論、採決
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

○内藤 明委員長 おはようございます。

ただいまから、予算特別委員会を再開いたします。

会議に入る前に申し上げます。

本委員会の傍聴の申し出があり、委員会条例第19条の規定により、委員長においてこれを許可しておりますので、申し添えます。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

○内藤 明委員長 日程第1、議第9号から日程第11、議第19号までの11案件を一括議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

○内藤 明委員長 日程第12、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教分科会委員長報告

○内藤 明委員長 最初に、総務文教分科会委員長の報告を求めます。辻総務文教分科会委員長。

[辻 登代子総務文教分科会委員長 登壇]

○辻 登代子総務文教分科会委員長 おはようございます。

総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、3月13日及び15日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第9号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第10款、歳出第12款、歳出第13款第2表、第3表及び議第17号であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第9号第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「財産貸付料の細部の内容について」の問いがあり、当局より「土地貸付料につきましては元町にあります国の森林管理署が344万5,000円、チェリーランドが237万6,000円、その他の貸付は分館の敷地です。建物貸付料につきましてはフローラのテナント貸付料です」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第1款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。質疑の中で、安東市議会訪問団招聘事業について審議を深めるため、質疑を一たん保留とし、後ほど質疑を再開しその後に採決することを諮り、そのように決しました。そのため、付託されましたすべての案件の採決終了後に歳出第1款の質疑を再開することとし、13日及び15日に審議を行いました。

主な質疑意見の内容を申し上げます。

委員より「安東市議会訪問団招聘事業ですが、自分なりに交流も必要と思います。市長等も来ると考えているのですか」との問いがあり、当局より「考えておりません。昨年こちらで訪問しました。一昨年は安東市から訪問しましたので、考えていないところです」との答弁がありました。

委員より「安東市議会訪問団招聘事業を2款の総務費に組み替えることは可能ですか」との問いがあり、当局より「組み替えについては私どもの方では考えておりません」との答弁がありました。

委員より「取り下げの話もありましたが、そういう考え方はありますか」との問いがあり、当局

より「当初予算は各課の要求に基づき、いろいろ勘案して重点的に配分して練り上げてつくり上げてきたものですので、この件について取り下げる考えはありません」との答弁がありました。

委員より「姉妹都市を結んでからかなりの年数たっていますけれども、数字の区切りの5とか、10とかの指摘ありましたが、予算を配慮していただき財政当局に感謝申しあげたい」との意見がありました。

また、委員より「議員としての交流もすごく大切なことだと思います。それから、これまでのつき合い、取り組み方を見てみますと、寒河江市の議員がこれまで伺った方が安東市から来ていた方よりもずっと人数的に多い。やはり日本人は礼には礼を尽くすというのがあります。ぜひ礼を尽くすためにもことし来ていただくのが一番いいのではないかと考えております。交流は昭和47年から行っております。それだけ世話になってきたということもあります。さらに、ことしは花咲かフェア10周年、神輿の祭典30周年ということで、周年事業にも当たっておりますので、こういった時期に来ていただくのがいいのではないかと私は考えています」との意見がありました。

また、委員より「散会中に代表者会議や議員懇談会を開催し、その中でもお話がなされましたが、この訪問団の招聘事業については、議員全員の合意に基づくことが前提ということで、それを踏まえてこの原案に対して了としたい」との意見がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「庁舎の耐震化事業に係る地下水の検査結果と耐震化工事の発注は地元の業者ができるのか」との問いがあり、当局より「地質調査の結果についてはほとんど砂れき層で工事に支障ないということです。また業者については建っている建物に免震装置を施す工事はレトロフィット工事といい、それを手がけている業者はこの辺にはなく、大手ゼネコンで施工した実績のあるところになると考えております」との答弁がありました。

委員より「デマンド型交通実証運行事業が10月までとなっているが、本格的な運転をするとなった場合補正となるのか」との問いがあり、当局より「実際に本格運行する場合、許可をもらう必要があり、10月までの結果で判断せず、その前段で判断することになります。実際に行うと決めた場合、9月で補正ができればと思います」との答弁がありました。

委員より「市庁舎の耐震工事で出入り口の規制はするのか」との問いがあり、当局より「市庁舎の耐震工事につきましては庁舎床下を全部掘り、免震装置を設けることになり、周りを安全対策のために囲うことになります。出入り口は、現在の検討では1階の議会入り口と西、北の出入り口の2カ所になると思います」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

委員より「災害救助事業に使ったお金は後々国や県から戻ってくるのか」との問いがあり、当局より「今回の予算の内訳として国、県からの支出金が3,193万2,000円という形で入ってくるようになります」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「防災施設等9カ所の内容と中身について」の問いがあり、当局より「防災施設の倉庫は全体で18カ所、全小・中学校14、地区公民館3、体育館の1の18カ所で、平成24年度は其中で9カ所を予定しております。防災倉庫の装備は毛布、簡易トイレ、投光機、衛生用品等を考えています」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「小学校の学校給食事業の委託費の内容で、何校でそれぞれの金額は」との問いがあり、当局より「3校分の委託料で、西根小学校611万1,000円、高松小学校434万7,000円、柴橋小学校680万6,000円です」との答弁がありました。

委員より「体育館の授業で各種競技種目の大会をするとスポンサーが出ていますが、体育館そのものでスポンサーとのかかわりはあるのか」との問いがあり、当局より「体育館とは関係ございません、それぞれ主催する競技団体の方で大会運営のために支援を受けて行っているようです」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第12款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第13款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「農道の除雪は幾ら温暖化になっても時期が来るとしなければならぬので、予備費充当ではなく農林予算に組んでいただきたい」との要望があり、当局より「農道の除雪経費については当初予算に計上しております。通常ですとその額で間に合うのですが、今回のような豪雪の場合ですと時間もかかるということで、予算を上回る部分については予備費で対応しております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第9号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第3表を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、特に御報告する質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第17号平成24年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「財産区で下刈りや枝打ちなどの作業をするのですが、保険の適用はあるのか」との問いがあり、当局より「三泉財産区では作業前に保険を掛けて作業を行っております。ほかの財産区では作業時前の保険掛け金ということで計上はしておりません」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上をもって、総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生分科会委員長報告

○内藤 明委員長 次に、厚生分科会委員長の報告を求めます。國井厚生分科会委員長。

〔國井輝明厚生分科会委員長 登壇〕

○國井輝明厚生分科会委員長 おはようございます。

厚生分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は、3月12日及び3月13日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第9号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、議第13号、議第14号、議第15号、議第16号、議第18号であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第9号平成24年度寒河江市一般会計予算第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「防犯対策事業におけるLED街路灯は何灯設置するのか、また今後の設置計画はどのように進めていくのか」との問いがあり、当局より「平成24年度は50灯を設置する予定です。今後はすべてLED街路灯を設置することで進めていきます」との答弁がありました。

委員より「町会長運営事業でフローラさがえに開設する町会長連合会の事務所は常設なのか」との問いがあり、当局より「常設の事務所になります」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第9号第1表中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求めました。

ここで一たん散会し、翌3月13日午前9時30分より会議を再開し、質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「民生児童委員活動事業で、民生児童委員や主任児童委員の配置基準はどうなっているのか。また、配置に対してどのような要望があるのか」との問いがあり、当局より「市内の民生児童委員は79名、主任児童委員は11名で、世帯や学区等が配置基準となっています。配置の要望はみずき団地から委員を置いてほしいとの要望があります」との答弁がありました。

委員より「地域福祉計画の進行管理はどのように進めていくのか」との問いがあり、当局より「地域福祉計画の策定委員については、推進委員会の委員を兼務していただくことになっており、平成24年度に推進委員会を開催し進行管理も検証していただくことにしております」との答弁がありました。

委員より「子育て支援医療給付事業は何人該当しているのか。また、医療費は予想と比較して多いのか少ないのか」との問いがあり、当局より「平成23年12月1日現在で、就学前の児童は2,358人、小学校1年生から小学校3年生までは1,122人となっています。また、小学校4年生以上の入院者は22名おり、合計は3,502名です。医療費は予想していた医療費より少ないです」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第9号第1表中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「献血推進事業について本市の現状はどうなっているのか。また、3歳児健診における予定人数や視覚障害者の早期発見のための取り組みはどのように考えているのか」との問いがあり、当局より「平成22年度における献血の実施状況は、目標は900名でしたが、966名の実績でした。3歳児健診は、毎月35名から40名を年12回実施しております。視覚障害の早期発見については、ランドルト環を使った視力検査後に精密検査が必要な人に補助を行っております」との答弁がありました。

委員より「放射能の検査において側溝から高濃度の放射能が出た場合の仮置き場はどのようにするのか」との問いがあり、当局より「高濃度放射能等の指定廃棄物は近くの公園や市有施設の敷地内に仮置きすることにしていきます。指定廃棄物は、容器に入れて遮水シートの上に置き、さらに遮水シートで覆った上で立ち入り制限をします」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第13号を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「国民健康保険税の収納率を高める方策はどのように考えているのか」との問いがあり、当局より「納税相談で滞納者と接する機会を設け収納率の向上に当たっています」との答弁がありました。

採決の結果、多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第14号を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第15号を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「地域支援事業についてどのような介護予防事業を行っているのか」との問いがあり、当局より「さわやか運動教室や元気アップ教室、口腔機能向上教室など実施し、ほかに一部事業の委託を行っています。平成24年度からは新たに市立病院にも委託して予防事業を行う予定です」との答弁がありました。

採決の結果、多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第16号を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第18号を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「市立病院アクションプランは平成24年度にスタートとなるが、初年度はどのような準備をするのか」との問いがあり、当局より「アクションプランでは、慢性期病床の導入や病棟の増改築の検討などを予定しています。アクションプランが成案になってから具体的に对应してまいります」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、厚生分科会における審査の経過と結果について報告を終わります。

建設経済分科会委員長報告

○内藤 明委員長 次に、建設経済分科会委員長の報告を求めます。工藤建設経済分科会委員長。

〔工藤吉雄建設経済分科会委員長 登壇〕

○工藤吉雄建設経済分科会委員長 おはようございます。

建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は3月12日、13日、14日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第9号第1表中歳出第2款の一部、歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第11款、議第10号、議第11号、議第12号及び議第19号であります。

審査の都合上、議第9号中歳出第5款の審査終了後に歳出第7款の審査を行い、その後に歳出第6款、歳出第11款第1項、歳出第8款、歳出第11款第2項の順に審査することを諮り、異議なく了承されました。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第9号平成24年度寒河江市一般会計予算第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第9号第1表中歳出第5款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第9号第1表中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「中心市街地活性化センターの状況について」の問いがあり、当局より「商業テナントスペースとしては、地下は9割以上、1階は1割から2割程度、2階は半分程度が空いている状況です。テナント料は、月約250万円で100%入った場合の半分程度、買い物客数は、平成16年の1日平均と比べて半減以下の903人と厳しい状況が続いております」との答弁がありました。

委員より「ふるさと財団に本調査を申請しているようだが、建物内のにぎわいだけでなく、中心市街地を活性化させるための拠点施設という基本目的があるので、寒河江市全体の中での位置づけを考えていただきたい」との意見がありました。

委員より「寒河江の旬情報発信事業の中でバスツアーを計画しているが、その内容は」との問いがあり、当局より「宮城県や福島県の被災地を含めてバス100台、約4,000人を目標にバスツアーを計画しております。花咲かフェアやさくらんぼ狩りなどに合わせて、昼食なども含めたコースの中でツアー料金に1人当たり1,000円程度の補助を見込んだ形で委託を検討しております」との答弁がありました。

委員より「にぎわいが出ただけでもよしとしなければならないが、1,000円もうけるにはどれだけ買ってもらわないといけないのか。公金を出すのだから、余り簡単に考えてはだめだ」という意見がありました。

ここで一たん散会し、翌3月13日午前9時30分より会議を再開しました。

委員より「チェリークア・パークののり面分割購入の公有財産購入費が組織の変更によって2款から7款に移動したが、財産購入なので基本的には2款にすべきと思うが」との意見があり、当局

より「財政当局とも協議しながら来年度以降については検討させていただきます」との答弁がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第9号第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「耕作放棄地の現状と今後の目標は」との問いがあり、当局より「1月現在での耕作放棄地は79ヘクタールで、5年間で15ヘクタールを解消したいと思っております。国から5万円の補助が別枠で来ますが、市単独で3万円を上乗せして耕作放棄地の解消に向けて頑張っております」との答弁がありました。

委員より「平成24年度の新規事業として青年就農給付金とあるが、どういった内容か」との問いがあり、当局より「原則45歳未満の新規就農者に対して年間150万円を交付します。就農の形態は問いませんが、他の業種から参入した方、親の経営を継ぎながら自分の独立した経営部門を持った方が対象になります」との答弁がありました。

委員より「農作物の放射能検査の補助金の関係ですが、10万円の予算がなくなった場合補正で対応していくのか」との問いがあり、当局より「市としても全面的に協力していくつもりなので、農家の人たちが大勢申請してきた場合はそれなりに対応しなければならないと思っております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第9号第1表中歳出第11款第1項を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、特に御報告する質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第9号第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「橋梁の長寿命化修繕計画については、災害はいつ起こるかわからないので、ぜひ前倒しをするくらいの対応をしてほしい」との意見がありました。

委員より「機械やオペレーターによって除雪にばらつきがあるが、業者との調整会議のようなものを開催していないのか」との問いがあり、当局より「除雪シーズンの前後に除雪協力会の役員の方と意見交換会を行っておりますが、それなりに要望や苦情などもありましたので、課題を整理しながら入れかえ等も含めて検討していきたいと思っております」との答弁がありました。

委員より「南町公園の防災機能はどの程度のものを盛り込むのか」との問いがあり、当局より「備品倉庫、マンホールを利用する災害用トイレ、板を外すとかまどになるベンチなどが主なものです」との答弁がありました。

委員より「花咲かフェア委託料の中身は」との問いがあり、当局より「花壇整備や花の植えつけ、手入れなどの会場整備管理委託が1,050万円、会場巡回やごみ拾い、アンケート調査やステージイベント運営などの運営管理委託が2,050万円になります」との答弁がありました。

委員より「交流人口がふえても経済効果に結びつかないなら何もならない。費用対効果に重点を置いて全体的に庁舎内で協議して、今後の方針をいい方向にしていきたい」との意見がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第9号第1表中歳出第11款第2項を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、特に御報告する質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

ここで一たん散会し、翌3月14日午前9時30分より会議を再開しました。

次に、議第10号平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「現段階での特管の水洗化率は」との問いがあり、当局より「平成22年度末で人口比率では57.3%、戸数割では62%です。平成24年度につきましては、利子補給制度も充実しながらPRを中心に普及対策を行っていきたいと考えております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第11号平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

委員より「設置を希望したが排水先につながらないとか、排水先がなかなかできず待たなければならないようなことがないようにだけ配慮していただきたい」との意見がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第12号平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、特に御報告する質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第19号平成24年度寒河江市水道事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「平成24年度の市の水道水源の放射能調査はどのように対応していくのか」との問いがあり、当局より「それぞれ水源ごと月1回測定していく予定です」との答弁がありました。

委員より「水道料金の値下げをしてほしい」との意見があり、当局より「施政方針並びに水道ビジョンの中にも明記しておりますが、平成24年度に見直ししていきます」との答弁がありました。

以上で、建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

○内藤 明委員長 日程第13、これより質疑、討論、採決であります。

初めに、総務文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。新宮委員。

○新宮征一委員 先ほどの総務文教分科会委員長の報告で、結果としては了解したつもりでありますけれども、多少気になる部分がありますので、確認のためにお聞きをいたします。

この安東市議会訪問団招聘事業に関しては、12日の本会議で、今この時期に議会として200万円ほどの金を使ってやるべき事業ではないのではないかという理由から、本会議ですので、これは提案者である市長に質問する以外にはなかったわけですけれども、この1款議会費から2款総務費に組み替えてはどうかと、あるいは取り下げてはどうかということを実事実上私の考えとして市長にお聞きしたところであります。

もちろんこれは動議の扱いではありませんでしたけれども、それに対して市長は、これは議会の問題だから議会で協議してほしいと、こういう御答弁をいただきました。本当に市長に対して大変失礼な私の質問だったということを私も自覚しております。

それに対して、議会で議論してほしいという、その御答弁に対して、私は議会の方で、つまり総務文教分科会で慎重に協議してほしいと、それにゆだねますということで質問を終わったところがあります。

その後、今の報告を聞きますというと、大変問題を慎重に扱っていただいたということには感謝をいたしております。先ほどの報告にもありましたように、いわゆる会派代表者会、あるいは議員懇談会を経て再度総務文教分科会で審査した結果、全議員の合意を前提として原案を了とすると、こういう報告でありましたけれども、委員長報告というのは、いわゆる経過と結果の報告なんです。その見えない部分、つまり代表者会、あるいは議員懇談会で約束されたものが表に見えてこない。これではちょっと困るんです。

つまり代表者会、あるいは議員懇談会では一人でも反対者がおった場合には、この事業は行わない、つまり予算執行はしないと、こういう約束があつて……（何事か言う者あり）

ちょっとあなた黙っていなさい。私は委員長の許可を得て発言しているんです。

○内藤 明委員長 静粛に願います。新宮委員、質問を続けてください。

○新宮征一委員 そういうことで、その部分が見えてこないんです。前提という表現で、議員全員の合意が前提、これはわかります。素直にとれば一人でも反対がいればできないんだと、これはわかるんですけれども、全議員の合意を前提として今後議会の中で協議をした。その結果もう大多数がやるべきだと、そういうふうなムードになったときに一人でも二人でも反対者がおっても、もう大多数がやるべきだと、こういうことだから、これはやりましょうというふうになった場合には困るんです。

したがって、確認させてもらいますけれども、この代表者会、もしくは議員懇談会で約束された、いわゆる当初私が要求したのは取り下げか、あるいは組み替えというものを要求したんですけれども、それは執行部の方ではできない。これは当然だと思います。しかし、その代案として一人でも反対者がいればこの事業はやらないと、これが代表者会と議員懇談会での結論なんです。その部分が表に出てこないものですから、今私はここで聞かなければならないんです。

したがって、今私が申しあげたように、一人でも反対者がいればこの行事はやらないと、そして予算執行はしない、こういうような解釈でよろしいんですね、委員長。

○内藤 明委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時16分

再 開 午前10時34分

○内藤 明委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

辻総務文教分科会委員長。

○辻 登代子総務文教分科会委員長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

○内藤 明委員長 マイクお使いください。

○辻 登代子総務文教分科会委員長 分科会での中のことは、議員懇談会の協議内容を確認しておりますので、それ以外は出ませんでした。

○内藤 明委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 確認したということですので、根本的には代表者会、そして議員懇談会での結果がはっきりしているということですので、私の委員長に対する質問はこれで終わります。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。工藤委員長。

○工藤吉雄建設経済分科会委員長 質疑ではありませんが、先ほどの報告に足りない部分がありましたので、つけ加えさせていただきたいと思いますが。

○内藤 明委員長 それでは、総務文教分科会委員長の報告に対する質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

工藤委員長の方から発言の申し出がありますので、これを許可します。

○工藤吉雄建設経済分科会委員長 済みません、建設経済分科会委員長報告の中で、報告が一部抜けたところがありましたので、つけ加えさせていただきたいと思いますが。

○内藤 明委員長 委員長、どうぞ。許可します。

○工藤吉雄建設経済分科会委員長 議第19号平成24年度寒河江市水道会計予算を審議しまして、採決の結果を御報告するのを抜けてしまいました。「採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました」をつけ加えていただきたいと思います。

○内藤 明委員長 ただいま工藤委員長の報告がございました。これをつけ加えて御審議いただきたいと思います。

次に、厚生分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、建設経済分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 これ私も所属する分科会でありまして、委員長の報告では多数でもって原案を了とするというふうなことでありました。それで、私も説明を受けながら疑問点について質問をしながらやってきたんですが、結果的にもう疑問点その場で解明できなかったのも、同意することできないというふうなことで賛成には回りませんでした。しかし、提案されている中身を議員として十分に審査をして賛否の態度を決めていきたいというふうに思いますので、というのはどういうことかと申しますと、先ほど分科会委員長の報告にもありました。

JTBにお客さんを連れてきてもらうという事業展開をする中で、バス1台40人乗りにして1人1,000円というふうなことで4万円、これを100台、そして、そのための取り組み経費100万円というふうなことで、500万円予算計上されているという説明がありました。そして、このお金は緊急雇用対策、このお金を使ってこの事業をやるんだという説明であります。

そして、このお金は条件としては2分の1が緊急雇用対策でありますので、人の雇用、人件費に充当されなければならないという要件が課せられるんだそうです。したがって、私は分科会の中で、その500万円の中でどの程度人の雇用があるのかということをお尋ねしたかったわけではありますが、そこでは質問をさせていただきませんでした。

これは一つのルールだというふうに思いますが、しかし、そこでは、したがって、その部分が私考えるには会計検査院の対象にもなるのではないかと、その金。そうした場合には、その条件を満たしていない計画だというふうになった場合に非常に問題があるなというふうに思ったのでお尋ねをしたかったわけですが、分科会では解明することができませんでした。

したがって、本会議から予算特別委員会にこの案件、当初予算付託をされているわけでありますので、私予算特別委員の一人としてこの部分を大丈夫なのかどうなのか当局から見解をお聞かせをいただきたいというふうに思うんですが、あるいはまた、分科会委員長自身その部分についてどういうふうに理解をされているのかまずお聞かせをいただきながら、不明であるならば当局の方から説明をしていただいて、そして私自身が間違いのない予算に対しての判断をしていきたいというふうに思いますので、ぜひ予算特別委員長なり、分科会委員長の配慮をお願いしたいというふうに思います。

以上、お尋ねをいたします。

○内藤 明委員長 工藤委員長。

○工藤吉雄建設経済分科会委員長 休憩をお願いしたいと思います。

○内藤 明委員長 暫時休憩します。

休 憩 午前10時41分

再 開 午前11時03分

○内藤 明委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

工藤委員長。

○工藤吉雄建設経済分科会委員長 先ほどの質問にお答えします。

さくらんぼキャラバン事業は、総額2,000万円で、すべて緊急雇用対策事業でその2分の1以上が人件費ということで、当局より事業説明がなされております。委員長としては問題ないと考えております。以上です。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論を省略いたします。

これより採決に入ります。

各分科会委員長報告の中、異議のありました4案件を除く議第10号、議第11号、議第12号、議第16号、議第17号、議第18号及び議第19号の7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する各分科会委員長の報告はいずれも原案を了とするものであります。

7案件は分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第10号、議第11号、議第12号、議第16号、議第17号、議第18号及び議第19号の7案件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第9号を起立により採決いたします。

本案に対する各分科会委員長の報告はいずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

起立多数であります。

よって、議第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第13号を起立により採決いたします。

本案に対する各分科会委員長の報告はいずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

起立多数であります。

よって、議第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第14号を起立により採決いたします。

本案に対する各分科会委員長の報告はいずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

起立多数であります。

よって、議第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第15号を起立により採決いたします。

本案に対する各分科会委員長の報告はいずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

起立多数であります。

よって、議第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前11時08分

○内藤 明委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 内 藤 明